

適応指導教室「Nーハウスあい」の休日について

「長久手市適応指導教室設置規則」第5条の規定により、適応指導教室の休日は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始及び“教育委員会が指定する日は休日とすることができる”としています。

別添、平成28年1月25日付け28教職第753号にて愛知県教育委員会から依頼のありました、「会議、行事等を行わない期間」の設定について、に基づき、平成28年度から「会議、行事等を行わない期間」を適応指導教室の休日とします。

記

- 1 平成28年度の設定期間
平成28年8月11日（木）から8月17日（水）
- 2 周知方法
市ホームページにおいて、適応指導教室の相談業務は、お盆の期間休みであることを掲載します。

27 教職第 753 号

平成 28 年 1 月 25 日

本庁各課（室）長
各地方機関の長 殿
各教育機関の長

愛知県教育委員会教職員課長

「会議、行事等を行わない期間」の設定について（依頼）

このことについて、別添のとおり「会議、行事等を行わない期間」を設けることにしましたので、ご協力をお願いします。

なお、各教育事務所及び名古屋給与事務所にあつては、貴管内市町村教育委員会に対し、周知してください。

担 当 県立学校人事グループ
小中学校人事グループ

電 話 052-954-6769・6770

（ダイヤルイン）

「会議、行事等を行わない期間」の設定について

1 趣旨

長期休業期間中における教職員を対象とした会議、行事等の実施時期を調整するとともに、その精選を促すことにより、家族休暇（夏季）等の使用促進を図るため、「会議、行事等を行わない期間」を設定するものとする。

2 設定期間

平成 28 年 8 月 11 日（木）から 8 月 17 日（水）までの 7 日間

3 実施方法

(1) 平成 28 年度事業計画等の調整

ア 本庁の課室、教育事務所、総合教育センター及びその他の教育機関は、平成 28 年度の事業計画等の立案に当たり、この期間中の教職員を対象とする諸会議及び研修、講習、各種大会等の行事（以下「会議、行事等」という。）を避けるものとする。

イ 市町村教育委員会に対しては、教育事務所を通じてこの趣旨を伝達し、協力を求める。

ウ 教育関係団体に対しては、本庁の課室、教育事務所を通じてこの趣旨を伝達し、協力を求める。

エ 教職員課は、会議、行事等の計画、立案について、本庁の課室、教育事務所、総合教育センター及びその他の教育機関との連絡調整を図るものとする。

(2) 平成 28 年度における会議、行事等の取扱い

平成 28 年度において新たに企画、立案する会議、行事等についても、(1)に準じて取り扱うものとする。

備考 対象となる会議、行事等は、当該会議、行事等へ出張命令をもって教職員を出席又は参加させるものとする（児童、生徒を引率指導して行う行事を含む。）。したがって、教職員の任意参加を前提とするものは、対象としない。